

## 福島県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領の運用について(農業・畜産)

福島県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領（以下、「認定要領」という。）に基づき行う環境負荷低減事業活動実施計画（以下、「実施計画」という。）及び特定環境負荷低減事業活動実施計画（以下、「特定実施計画」という。）の認定に係る手続のうち、農業又は畜産分野の実施計画及び特定実施計画（以下、「実施計画等」という。）の認定に係る手続は、下記の運用により適切に処理するものとする。

（認定の単位）

- 1 実施計画等の認定は、個人申請、団体申請の別にかかわらず人（法人）単位で行うものとする。
- 2 原則、1人（法人）が認定を受けられる実施計画等は1つとする。ただし、以下に該当する場合、同一個人（法人）が複数の実施計画等で認定を受けることができる。
  - （1）異なる品目について、異なる団体で団体申請を行う場合又は団体申請と個人申請を行う場合  
例）水稲、きゅうり、トマト、ナスを栽培しており、水稲生産部会ときゅうり生産部会に所属している農業者は、3つの計画で認定を受けられる。
    - ①水稲生産部会が水稲の取組で申請した実施計画の認定
    - ②きゅうり生産部会がきゅうりの取組で申請した実施計画の認定
    - ③農業者個人がトマトとナスの取組で申請した実施計画の認定
  - （2）異なるほ場での取組について、異なる特定区域における特定実施計画の認定を申請する場合又は特定実施計画の認定と実施計画の認定をそれぞれ申請する場合  
例）特定区域Aと特定区域Bで水稲の有機農業と特別栽培を実施している農業者は、3つの計画で認定を受けられる。
    - ①特定区域Aにおける水稲の有機農業の取組で申請した特定実施計画の認定
    - ②特定区域Bにおける水稲の有機農業の取組で申請した特定実施計画の認定
    - ③水稲の特別栽培の取組で申請した実施計画の認定
  - （3）その他知事が適当と認める場合

（団体申請）

- 3 農業者の組織する団体が認定を申請（団体申請）できるのは、原則、環境負荷低減事業活動に取り組む構成員すべてが、同一の作物、作型で、同一の環境負荷低減事業活動を行う場合とする。
- 4 団体申請においては、団体共通の取組内容を記載した実施計画等に、様式第1号又は各構成員の取組内容や経営状況を記載した任意様式を添付して申請することで記載が省略できるものとする。

なお、任意様式には、実施計画等に記載が必要な項目のうち、団体で共通する事項を除いたすべての項目を網羅した内容を記載すること。

（実施期間）

- 5 環境負荷低減事業活動の実施期間は、以下のとおり定めるものとする。
  - （1）始期は、申請日の前後6か月以内の任意の月とする。
  - （2）終期は、実施期間が始期から数えて5年間となる月とする。
- 6 認定の有効期限は、実施期間の終期とした月の末日までとする。

(認定基準)

- 7 福島県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領認定基準（農業・畜産）（以下、「認定基準」という。）について、以下のことを補足する。
- (1) 水稻で「ア 有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少」に取り組む場合において、地域、作型、品種区分が福島県慣行使用基準（以下、「慣行基準」という。）に当てはまらない場合、所長が化学肥料の施肥窒素量及び化学農薬の有効成分使用回数の目安を定めることができる。その際、化学肥料の施肥窒素量の目安は地域より品種を優先し、化学農薬の有効成分使用回数の目安は品種より地域を優先し判断することとする。
  - (2) 「ア 有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少」に取り組む場合において、慣行基準が設定されていない品目の場合、前年（又は前作物）の収穫終了後から当該農産物の収穫終了までの、化学肥料の施肥窒素量及び化学合成農薬の有効成分使用回数を現状よりも減少させるものとする。
  - (3) 化学合成農薬の有効成分使用回数のおえ方は、特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成4年10月1日付け4食流第3889号総合食料局長、生産局長、消費・安全局長通知）における節減対象農薬の使用回数のおえ方に準じる。

(エコファーマー名称使用について)

- 8 エコファーマー名称使用について、以下のとおり定める。
- (1) 申請者が実施計画等申請時に名称使用を希望し、かつ、「福島県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（以下、「導入指針」という。）」に沿った生産方式に取り組む実施計画等であることが認められる場合、認定日から認定の有効期限までの期間に限りエコファーマーの名称を使用することを認める。

具体的には、エコファーマー名称使用を希望する旨が記載されており、「ア 有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少」に取り組み、「有機質資材の施用」、「化学肥料の施用減少」、「化学農薬の使用減少」の各区分において導入指針第4に掲げる技術1つ以上を実施し、かつ、「資材の使用量等」の目標が導入指針第4の使用の目安を満たす計画であること。このとき、「資材の使用量等」には、前年（又は前作物）の収穫終了後から当該作物の収穫終了までの期間の化学合成農薬の有効成分使用回数の目標に加えて、当該作物の定植後（移植後）から収穫まで（果樹は前年収穫後から本年収穫終了まで）の期間の化学合成農薬の有効成分使用回数の目標を記入するものとする。ただし、後者においては植物成長調整剤の使用回数は数えなくてよい。

なお、有機農業、特別栽培に取り組む場合においても、上記の条件で名称使用を認める。
  - (2) 申請者は、エコファーマー名称使用を希望するときは、実施計画書等に様式第2号を添付するものとする。
  - (3) 所長は、エコファーマー名称使用を認めるときは、様式第3号により申請者へ通知するものとする。

(認定の管理)

- 9 所長は、認定取得の意向を示した農業者及び計画認定者について、様式第4号に取りまとめ、奇数月の最終営業日までに当該月の末日における認定状況を環境保全農業課長へ報告するものとする。
- 10 認定した計画には認定番号を付すものとし、付け方は次のようにする。なお、計画の変更や認定の

更新を行っても認定番号は変わらないものとする。

計画の種類（実施計画（K）又は特定実施計画（T））＋農林（or 普及）コード（2桁）＋西暦年度（2桁）＋件目（3桁）＋番号（3桁。個人申請の時は「000」）

例1）実施計画、県北農林、2023年度、3件目、個人申請

→K01-23-003-000

例2）特定実施計画、会津農林、2024年度、8件目、団体申請25番

→T08-24-008-025

※「件目」は個人申請、団体申請に関わらず当該年度での通番とするが、実施計画と特定実施計画で別に数えるものとする。

11 認定証には、認定要領に定めることのほか、以下について記載すること。

- （1）認定番号
- （2）有効期限
- （3）団体申請の場合は、団体名

（変更）

12 所長は、計画認定者が実施計画等を変更しようとするとき、計画認定者に対して現行の実施計画等の実施状況について報告を求めるものとする。計画認定者は、報告を変更の申請に添付すること。

13 実施計画等を変更する場合は、以下に留意すること。

- （1）環境負荷低減事業活動の実施期間は変更しないこと。
- （2）実施計画等における「現状」は当初申請時点とし、原則変更しないこと。変更が必要な場合は、変更前の内容を括弧でくくって残しておき、変更後の「現状」がどの時点を指すのか明記すること。

14 計画変更の認定においては、原則、認定証の新たな交付は行わないものとする。

15 団体申請された計画について、環境負荷低減事業活動に取り組む構成員の増減の変更を認定した場合の対応を以下に定める。

- （1）変更により構成員に追加され、新たに計画の認定を受けた農業者への対応

認定番号は、記号と上から7桁目までの数字はすでに認定番号が付されている構成員と同一とし、8桁目から10桁目の数字はすでに認定番号が付されている構成員の末尾の数字とする。なお、認定証を新たに交付する。

- （2）変更により構成員から削除され、認定終了となった農業者への対応

認定番号は欠番とし、後に構成員が追加となっても同じ番号は付さない。該当の農業者が認定終了後も農業経営を続ける場合など、認定証を所持していることで誤解が生じかねないと判断される場合は、所長は該当の農業者に対し認定証の返却を求めるものとする。

（更新）

16 所長は、計画認定者が実施計画等の認定を更新しようとするとき、計画認定者に対して現行の実施計画等の実施状況について報告を求めるものとする。計画認定者は、報告を更新の申請に添付すること。

17 実施計画等の認定を更新しようとするとき、新たな実施計画等において現行の実施計画等と同一の取組を実施する場合は、現行の実施計画等より更なる向上を目指すことは求めない。ただし、現行の実施計画等に掲げた目標が達成されていない場合は、取組内容の見直しをすること。

18 実施計画等の認定を更新しようとする計画認定者は、現行の実施計画等の認定の有効期限を基点として1年前から3か月前までの間に更新の申請を行うものとし、所長は有効期限までに認定をするものとする。

19 実施計画等の認定の更新においては、認定証を新たに交付するものとする。

(取消し)

20 所長は、実施計画等達成のための助言・指導に努めるとともに、達成が困難と思われる場合においては必要に応じて実施計画等の変更について指導を行うものとする。その後、達成が明らかに見込めない場合は適切に認定の取消しを行うものとする。なお、認定の取消しは、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する不利益処分該当することに留意すること。

21 認定の取消しを希望する計画認定者は様式第5号により所長へ申し出るものとし、申出を受けた所長は認定の取消しを行うものとする。なお、計画認定者からの自発的な認定の取消しの申出を受けての取消しは、不利益処分には該当しない。

22 計画認定者が死亡した場合や離農した場合は、判明時点で認定終了とする。

(その他)

23 実施計画等に添付する土壌診断結果は、原則として申請日の1年前から申請日前日までに実施したものであること。また、土壌診断を行った日付及び機関が記載されていること。

24 土壌診断について、農林事務所は可能な範囲で支援を行う。分析項目はpH(H<sub>2</sub>O)、EC（電気伝導度）を必須とし、生産者からの聞き取りや土壌図等により土性（粘質、壤質、または砂質）、黒ボク土（非黒ボク土または黒ボク土）の判定を行う。複数のほ場がある場合、ほ場ごとの土壌診断が望ましいが、土壌の種類や肥培管理が同じであれば、診断実施ほ場を減らす、代表ほ場のみの診断とするなどの対応も可能とする。

附 則

この運用は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和8年6月8日から施行する。